

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

福井県知事 殿

提出年月日を記入してください。
<提出期限:平成30年6月30日>

平成30年 5月21日

代表者印、社印等の押印は不要です。

提出者

住所 福井市大手〇〇丁目〇番地
△△ビル3階

氏名 ○×△△株式会社
代表取締役社長 ○〇 ○〇

対象となる年度(平成29年度)を記入してください。

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、平成29年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称 ○×△△株式会社 △△事業場

事業場の所在地 福井市△△町××番地

平成29年度です。

事業の種類 D06(総合工事業) ← 別シートの【日本標準産業分類】の「中分類」から該当する業種を一つ選択してください。

産業廃棄物処理計画における計画期間 平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値 ← 前年度(平成29年度)の目標値の合計数量を記載してください。具体的には、H28年度に提出した産業廃棄物処理計画書に記載した全ての産業廃棄物の目標値(計画書様式第2面~第5面に記載)の合計値を記入してください。

処理計画様式第2面を参照してください。

処理計画様式第3面を参照してください。

処理計画様式第4面を参照してください。

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1500 t	全処理委託量	1000 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	500 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	900 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	300 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

処理計画様式第5面を参照してください。

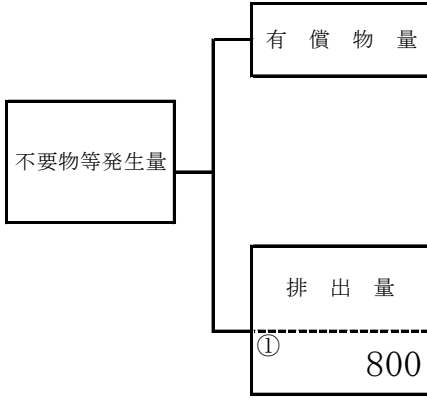
※事務処理欄

計画の実施状況

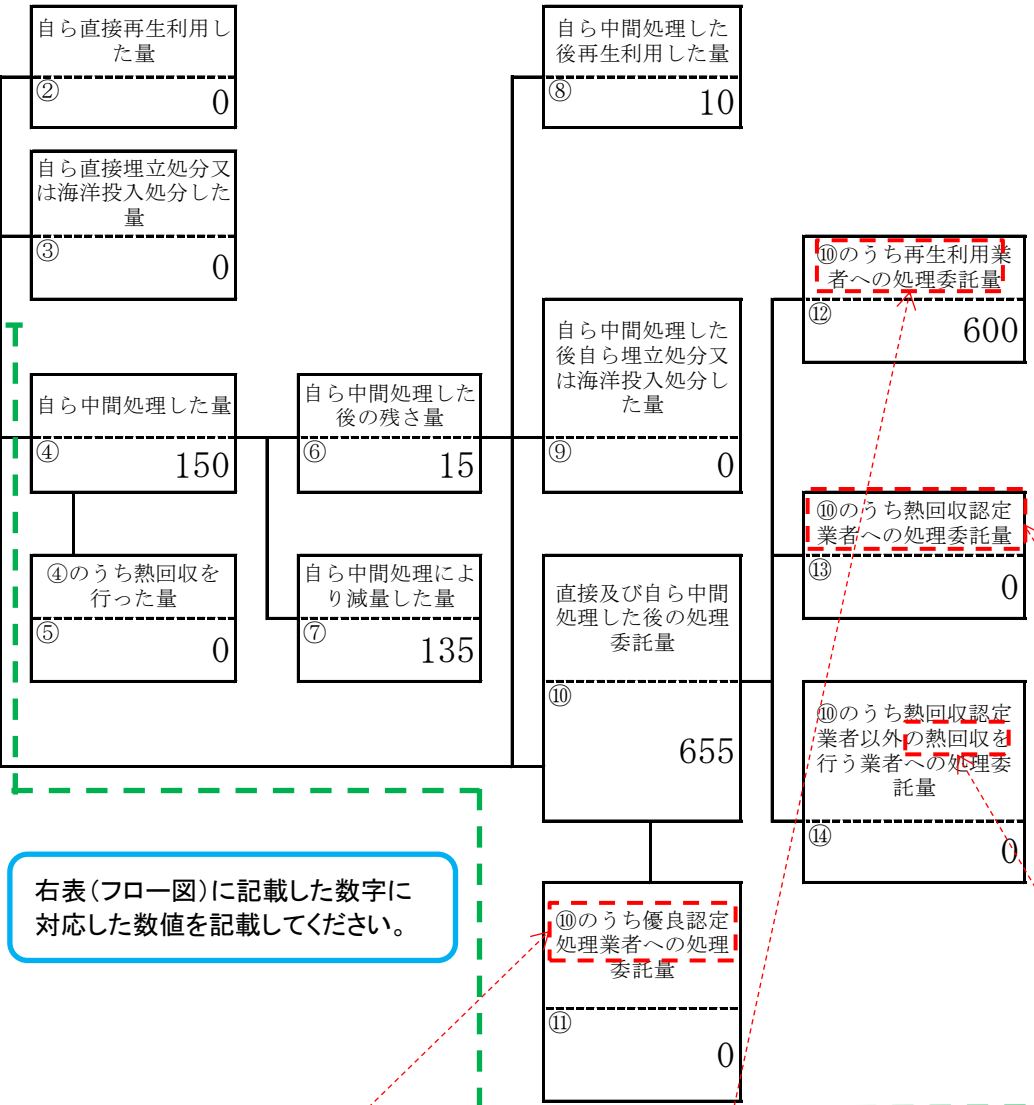
(産業廃棄物の種類：木くず)

記載例(第2面)

H29年度に提出した産業廃棄物処理計画書に記載した産業廃棄物の種類ごとに本様式を作成してください。
産業廃棄物の種類が複数ある場合には、本シートをコピーして作成してください。



項目	実績値
①排出量	800
②+⑧自ら再生利用を行った量	10
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	135
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	655
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	600
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



右表(フロー図)に記載した数字に対応した数値を記載してください。

①～⑭までの欄に平成29年度の実績値を記入してください。(数値はトン単位の数値を記入し、記入に当たっては、第3面の注記を参考にしてください。)

熱回収認定業者とは、廃棄物処理法第15条の3の3第1項の認定を受けた者です。

熱回収とは、焼却や溶融等の処分の際に発生する熱を、発電や余熱利用(場内給湯)のために利用することです。

優良認定処理業者とは、廃棄物処理法第3条第6号の11第2号に該当する処理業者です。

再生利用業者とは、単に廃棄物を処分するだけでなく、原料や製品等に再生するために廃棄物を処分する処理業者です。

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

日本標準産業分類			
大分類	中分類	「事業の種類」への記入例	
A 農業、林業	01 農業	⇒ A01 (農業)	
	02 林業		
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)		
	04 水産養殖業		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業		
D 建設業	06 総合工事業	⇒ D06 (総合工事業)	
	07 職別工事業(設備工事業を除く)		
	08 設備工事業		
	09 食料品製造業		
E 製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業	⇒ E09 (食料品製造業)	
	11 繊維工業		
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)		
	13 家具・装備品製造業		
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業		
	15 印刷・同関連業		
	16 化学工業		⇒ E16 (化学工業)
	17 石油製品・石炭製品製造業		
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		
	19 ゴム製品製造業		
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業		
	21 窯業・土石製品製造業		
	22 鉄鋼業		
	23 非鉄金属製造業		
	24 金属製品製造業		
	25 はん用機械器具製造業		
	26 生産用機械器具製造業		
	27 業務用機械器具製造業		
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			
29 電気機械器具製造業			
30 情報通信機械器具製造業			
31 輸送用機械器具製造業			
32 その他の製造業			
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	⇒ F36 (水道業)	
	34 ガス業		
	35 熱供給業		
	36 水道業		
G 情報通信業	37 通信業		
	38 放送業		
	39 情報サービス業		
	40 インターネット付随サービス業		
	41 映像・音声・文字情報制作業		
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業	⇒ H44 (道路貨物運送業)	
	43 道路旅客運送業		
	44 道路貨物運送業		
	45 水運業		
	46 航空運輸業		
	47 倉庫業		
	48 運輸に附帯するサービス業		
	49 郵便業(信書便事業を含む)		
	50 各種商品卸売業		⇒ I59 (機械器具小売業)
51 繊維・衣服等卸売業			
52 飲食料品卸売業			
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業			
54 機械器具卸売業			
55 その他の卸売業			
56 各種商品小売業			
57 織物・衣服・身の回り品小売業			
58 飲食料品小売業			
59 機械器具小売業			
60 その他の小売業			
61 無店舗小売業			
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業		
	76 飲食店		
	77 持ち帰り・配達飲食サービス		
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業		
	79 その他の生活関連サービス業		
	80 娯楽業		
O 教育、学習支援業	81 学校教育		
	82 その他の教育、学習支援業		
P 医療、福祉	83 医療業	⇒ P83 (医療業)	
	84 保健衛生		
	85 社会保険・社会福祉・介護事業		
Q 複合サービス業	86 郵便局		
	87 協同組合(他に分類されないもの)		
R サービス業 (他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業		
	89 自動車整備業		
	90 機械等修理業(別掲を除く)		
	91 職業紹介・労働者派遣業		
	92 その他の事業サービス業		
	93 政治・経済・文化団体		
	94 宗教		
	95 その他のサービス業		
	96 外国公務		
	97 国家公務		
98 地方公務			
S 公務(他に分類されるものを除く)	99 分類不能の産業		
T 分類不能の産業			